

七尾市立小中学校土曜授業等実施要項

七尾市教育委員会

1 目的

各学校が土曜日を有効に活用することで、七尾市立小中学校の児童・生徒に、より豊かな教育を提供して子どもの成長を促し、地域の特色等を活かした取組を推進する。また、各学校は土曜授業をとおして、「開かれた学校づくり」をめざす。

2 実施内容

各学校が地域の特色等を活かした教育課程を編成し、創意工夫した土曜授業等を実施する。

土曜授業等の教育活動

1. 教育課程外の学校教育 ・「希望参加による各種教室」「希望参加による学習活動」 「PTAの行事（PTCA、親子奉仕作業など）」など
2. 教育課程内の学校教育 (1)地域の特色を活かした土曜授業の実施 ・「ふるさと歴史教室」「環境学習」「外国語活動」「討論教室」 「伝統芸能教室」など (2)保護者参加型授業・行事の実施 ・「保護者参加型の道徳授業」「講演会」「音楽コンサート」「社会福祉体験活動」「自然体験活動」「農業体験活動」など (3)学校の創意工夫を活かした土曜授業の実施 ・「ゲストティーチャーが入った授業」「科学実験授業」「学力補充授業」「外部講師による教科授業」「評価テスト」など

3 実施方法

原則として、次のとおり実施する。

(1)月1回の実施 (年間8回～10回)

(2)土曜日の午前中 (3限程度)

(3)対象学年 小学校…5、6年生 中学校…1、2、3年生

※各学校の方針により、対象学年の変更を認める。

- ・各学校や地域の実情に応じて、各学校は期日の変更をできるものとする。その時は、予め七尾市教育委員会に報告するものとする。
- ・実施日を変更する場合は、各学校が児童生徒・保護者・関係団体等に周知徹底を図るものとする。
- ・実施する中で新たな課題に対しては、七尾市教育委員会および各学校は改善・見直しを図るものとする。

施行日 平成27年4月1日

[根拠法令]

学校教育法施行規則（抜粋）

（昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号）

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日